

「第19回かさま新栗まつり」出店参加要項

◆概要（別添の第19回かさま新栗まつり実施要領を参照）

- ・目的：全国でも有数の栗産地としてさらに発展するため、栗生産農家、菓子業者、陶芸家等が一体となり、栗に関連する様々な情報を幅広く発信し、笠間の栗ブランドの確立と地域産業の振興に寄与することを目的に開催する。
- ・開催日時：令和7年10月3日（金）9時～15時
令和7年10月4日（土）9時～15時
令和7年10月5日（日）9時～15時
- ・場所：笠間芸術の森公園（笠間市笠間2345）

◆出店における注意事項について

①出店条件

- ・かさま新栗まつりは、栗をテーマとした祭りであるため、販売できる商品は、生栗や焼き栗、栗を使用した加工品（栗菓子、栗料理等）、栗をモチーフとした陶器やハンドメイド商品等とする。
- ・生栗と焼き栗については、**笠間市産の栗のみ**を原料としていること。
- ・加工品（栗菓子、栗料理等）については、**笠間市産または茨城県産の栗**を原料としていること。
- ・陶器やハンドメイド商品については、栗を使用したものやモチーフにしたものであること。
- ・開催する3日間のうち、2日間連続で出店、または3日間連続で出店ができること。
- ・所定の場所に個人または法人で経営している店舗を構えていること（食品衛生法施行令第35条に基づき、営業許可を受けている店舗）。
- ・全体準備、全体片付けに必ず各店舗1名以上が出席すること。
- ・新規の出店申込者においては、新規出店審査会に必ず参加し、出店の承認を得ること。
- ・開催趣旨を理解し、かさま新栗まつりを積極的にPRすること。
- ・その他、主催者の指示や指導に従うこと。

※加工品（栗菓子、栗料理等）について

- ・栗がメインとなる加工品とすること。
- ・品質の悪い状態（虫食い、カビ等）の栗を取り扱わないこと。
- ・栗の味がわからない商品やメインが違う素材となっている商品等については、主催者の判断により、**その商品の販売停止、または出店停止とする（既存の商品に栗を置くのみであったりペーストをかけるのみである商品等）。**
- ・イベント時間内は、商品に対して栗の数量が減少することなく、等しくなるよう調整すること。

※主催者および事務局の指示や指導に従えない場合は、次年度の出店を停止する。

②出店にかかる負担金について

- ・出店者負担金は、「**売上金の18% [上限なし]（1,000円未満切捨て）**」とする。
- ・電気使用料について、**会場内の仮設電気を使用する場合は、「使用機器のW（ワット）数」に応じて徴収する。**
（使用する場合は必ず申込書に記載すること。料金は後日提示する。）

③出店場所について

- ・原則1店舗1テント（2間×3間）とする。それ以外を希望する場合は事務局に相談すること。
- ・販売は割り当てられたテント内で行うこと。また、食品（冷蔵商品や包装済みも含む。）を販売する場合は、**三方幕（左右脇および後方）を必ず閉めて販売すること。**
- ・芝生の上での作業となるため、調理場および販売スペースにおいては、**必ずブルーシートやコンパネ等で養生すること。**穴をあけてしまった場合は、出店者が責任をもって砂等で保護すること。
- ・出店場所については、主催者に一任すること。
- ・出店場所によっては、**直射日光が長時間当たってしまう可能性があるため、日陰をつくる対策等を各店舗で行うこと。**
- ・商品名や値札、自店舗をPRするチラシや名刺などは各自で用意すること。
- ・**行列については、出店者で整理すること。**その際、隣接する店舗への進入に影響を及ぼさないよう対応すること（最後尾に係員をつけるなど）。

④備品について

- ・**テーブルやパイプ椅子、その他必要となる備品（※1）**については、各店舗において用意すること。
- ・保健所の指導に基づき、**必ず手洗い設備等の必要物品（※2）**を用意し、使用できる状態で営業施設（テント等）内に備えること。
- ・加熱が必要となる場合の熱源は各店舗で用意すること。また、火気および熱を発生する電化製品を使用する場合は、必ず消火器を用意すること。
- ・会場内の仮設電気を使用する場合（ただし、使用料は有料）は、事務局で電源を用意する必要があるため、明確に使用機器およびW数を別添申込書の「使用する機器について」に記載すること。
- ・会場内の仮設電気の使用の有無に限らず、ガスボンベや焼き栗機等の火気を使用する場合は、別添申込書の「その他使用する設備・機器等」に記載すること。

※1 以下の備品については、有料で貸出可。その他を希望の場合は要相談。

- ・長テーブル（1.5m）
- ・パイプ椅子
- ・テーブルクロス（長テーブルを覆えるくらいの大きさ）
- ・テント幕（1.5間分）

※2 手洗い設備等の必要物品については、以下のとおり各店舗で用意すること。

- ・容量20リットル程度のポリタンク
（手指の再汚染防止のため、肘で操作できる程度に長いレバー等の蛇口を付けることが望ましい。）
- ・バケツ（排水を受けられるもの）
- ・手洗い用液体せっけん
- ・手指消毒液
- ・使い捨て手袋
- ・ペーパータオル
- ・ゴミ箱（蓋付き）
- ・冷蔵設備（保冷等が必要となる商品を扱う場合）および温度計（隔測温度計）

⑤販売について

- ・販売において、列の整理やイベント時間内の商品提供は、出店者の責任のもと、管理すること。
- ・イベント時間内に商品が売り切れてしまうことがないように販売数量を調整すること。
- ・販売商品については、必ず出店申込書に記載された商品だけを販売すること。途中で商品の追加や変更等があった場合は、必ず事務局へ連絡すること。
- ・売れ残り商品については、主催者側で引き取ることはできない。
- ・生栗の販売については、「冷蔵殺虫はしているが、持ち帰り後、早めの処理をお願いします」などの注意書きや口頭での説明をすること。
- ・ソフトドリンクおよびアルコールの販売はしてもよいが、同店舗で必ず栗商品を販売していることを条件とする。なお、アルコールを飲まれる来場者には、必ず飲酒運転禁止を促す看板の設置や注意喚起をすること。

※ソフトドリンクについて

- ・会場において、「食材をカットする・食材を混ぜ合わせる・ミキサーを使う」などといった行為は禁止されているため、絶対に行わないこと。
- ・かさま新栗まつりの趣旨に合わせ、栗以外の果物を使用し、果肉入りの飲み物や果実生絞りの飲み物の販売は禁止とする。
- ・販売できるソフトドリンクについては、「清涼飲料水・お茶・コーヒー」などであるが、判断ができれば事務局と協議すること。

- ・アルコールを未開封の状態の販売する場合は、酒類小売業免許が必要となるため、未開封のアルコールを販売する場合は、免許証の写しを提出すること。また、開封する場合は、コップ等に移し替えて提供すること。
- ・商品に対して必ず食品表示等を行うこと。なお、表示できない商品に関しては、店頭にて掲示すること（商品には、製造・販売者の氏名、住所、連絡先等を明記すること）。
- ・販売する商品について、食品営業許可を受けた施設等で仕込みを行うこと。また、仕込みは当日に行い、前日に仕込みや調理等は行わないこと。
- ・前日に仕込みや調理等をした商品を販売していることが見受けられた場合は、販売停止または出店停止をする場合がある。

※しぼり機を使用したモンブランを販売する店舗について

- ・しぼり機を使用し、その場でしぼったモンブランを販売する場合は、事務局と協議し、出店の可否を仰ぐこと。
- ・出店が可となった場合は、以下の条件および別紙「食品衛生対策について」を厳守すること。
(条件) 1. 栗ペーストに接触する機材のストックを複数個用意すること。
2. 機材を定期的に（30分に1回以上）洗浄消毒し、完全に乾き終わってから使用すること。
3. 主催者、事務局および保健所の指示、指導のもと対応すること。

- ・販売において、お客様に袋を求められた場合は、バイオマスレジ袋や紙袋を使用すること。なお、出店者が独自で製造しているオリジナルのバイオマスレジ袋などを使用してもよいが、可能な限り事務局で用意するバイオマスレジ袋の使用に協力すること。
- ・環境にやさしい取り組みを実施していくため、プラスチックゴミの削減に協力すること。
(木製スプーン・フォーク、紙パック等)

⑥保健所の営業許可申請について

- ・かさま新栗まつりにおける営業許可申請は、一括して事務局が申請するため、**必要書類（取扱食品一覧【様式第2】）を遅延なく提出すること。**
- ・食品（冷蔵商品や包装済みも含む）を販売する場合は、現場調理の有無にかかわらず、検便検査の写し（1年以内のもの）が必要となるため、各自検査をし、事務局に提出すること。
- ・仕込み場が茨城県外（水戸市を含む）となる場合は、仕込み場の食品営業許可証を提出すること。

⑦ゴミについて

- ・会場内にゴミ箱は設置しないため、お客様のゴミは自店舗の商品でなくても出店者が引き取ること。また、事務局で配布する看板を設置すること（本部にてゴミ袋を配布する）。
- ・ゴミについては、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「ペットボトル」「段ボール類」「カン・ビン」に分別すること。
- ・集めたゴミは指定するゴミ集積所に廃棄すること。
- ・店舗から出た残飯や残汁、油等は必ず持ち帰ること。なお、会場内の流し台は手洗い用であるため、洗い物は不可とする。

⑧全体準備および片付けについて

- ・各店舗から必ず1名以上出席すること（各日、受付を実施する）。
- ・無断欠席の場合は、出店停止になる場合がある。
- ・例年の日程は以下のとおり（日程が変更となる場合がある）。

◎全体準備：かさま新栗まつり開催日の前日に予定（目安1時間30分程度）

◎当日片付け：かさま新栗まつり最終日のイベント終了時間30分後から予定（目安30分程度）

◎全体片付け：かさま新栗まつりおよび笠間浪漫の最終日から2日後に予定（目安2時間程度）

⑨出店者説明会および新規出店審査会について

- ・出店者説明会は8月下旬頃に予定しているため、必ず各店舗1名は出席すること。
- ・新規出店審査会は8月中旬頃に予定しており、新規出店者は出品する商品サンプルおよび詳細資料などを提出すること。なお、サンプルにかかる費用は、出店者が負担するものとする。

⑩その他

- ・以下に該当する場合は、商品の販売停止または出店停止をする場合がある。
 - （1）全体準備および片付けに無断で欠席した場合
 - （2）来場者からのクレーム（商品や接客態度など）により改善が見られなかった場合
※クレームについては、出店者が来場者に対し、責任をもって対応すること。
 - （3）食中毒が起りうる事象を行ってしまった場合
 - （4）公序良俗を乱すなど、開催にあたり趣旨にそぐわない行為をした場合
 - （5）主催者および事務局の指示等に従わなかった場合

※本要項は今後の協議により内容等が変更される場合がある。

◆申込について

- ・以下の申込書類を提出すること

- かさま新栗まつりイベント参加における同意書
- 出店申込書
- 保健所提出書類（取扱食品一覧【様式第2】）
- 細菌検査の写し（1年以内のもの）
- 食品営業許可証の写し（仕込み場が水戸市または茨城県外の場合）
- 生栗や栗ペースト等を購入した時の領収書の写し
- ※自社で栗を生産している場合は、自社生産がわかる書類を提出
- 酒類小売業免許証の写し（未開封のアルコールを販売する場合のみ）
- テント内配置図（火気および熱を発生する電化製品を使用する場合のみ）

- ・申込期限は令和7年5月30日（金）までとする。遅延のないよう提出すること。
- ・主催者および事務局からの指示で修正等があった場合は、速やかに対応すること。

◆お問い合わせ

儲かる笠間の栗産地づくり協議会（事務局：笠間市役所農政課 栗ブランド戦略室）

- ・TEL：0296-77-1101（内線：543）
- ・FAX：0296-77-1146
- ・メール：kasamakurifp@city.kasama.lg.jp